

## 上野俊彦著『ポスト共産主義ロシアの政治』

森下 敏男

## 1 はじめに

上野氏は、ソ連・ロシアを研究対象とする政治学者として、着実に安定感のある研究で定評がある。かねてより、著者のロシア政治に対する見方と評者のそれは比較的似ていると思っており、そのため本書を批判的見地から論じる余地は少ない。その点では私は、評者として適任ではないかもしれない。

上野氏は、政治学者の中でも制度論的アプローチをとる研究者であるから、評者のような法律学からのアプローチと、問題意識が重なるところが多い。評者もたまたま、上野氏に数ヶ月遅れて『現代ロシア憲法体制の展開』（信山社）を刊行したが、目次などを比べると、研究対象はほとんど同じなのではないかと思えてくる。しかし実際に読んでみると、意外にも取り上げている対象にかなりのずれが見られたり、同じ対象を取り上げていても、その取り上げ方に違いがあったりする。上野氏の著書のなかで、評者のそれと研究対象がほぼ重なり合っているのは、ロシアの立法権と執行権の関係について論じた第4章と第7章だけであろう。

このような違いが生じた原因には、偶然的な要素もあれば、個人的な関心の相違によるものもある。しかし、そこには政治学と法律学のアプローチの違いが反映している部分もあるかもしれない。その点を明らかにすることができれば、あるいは政治学と法律学の協力関係を考える上で、何らかの示唆を引き出すことができるかもしれない。評者は筆者と共にロシア・東欧学会に所属しているが、このようなさまざまな分野の専門家が参加している学際的な学会においては、同じ対象にそれぞれの分野からアプローチし、その結果を摺り合わせて全体像を明らかにする作業が有効であると考えている。例えばロシアの土地の私有化問題の研究については、経済学、法律学、政治学、歴史学の協力が重要であろう。しかし、残念ながらそのような試みはまだなされていない。この書評で、その手がかりの一端でもつかめれば幸いである。このような趣旨のため、以下評者自身の著作にもしばしば言及することになることをお許し頂きたい。

## 2 本書の概要

本書は、もともと別個に書かれた10本の論文をまとめたものであるが、ちょうど1990年にエリツィン氏がロシア共和国の最高会議議長に選出された時から、2000年にプーチン政権が発足す

るまでの約10年間のロシアの政治の展開過程が概観できる内容になっている。

具体的には、ソ連邦が崩壊する直前の1990年～1991年のロシア共和国の権力機構（第2章）、ソ連邦崩壊直後の1991年～1992年のロシアの権力構造（第3章）、エリツィン政権下の1992年～1993年の大統領と議会の関係（第4章）、同じく1997年～1998年の執行権力と立法権力の関係（第7章）、1999年～2000年のプーチン政権下の国内政治（第8章）が論じられている。なぜか1994年～1996年は、やや空白になっている。その他1993年、1995年、1999年の議会選挙の分析（第6章）、中央・地方間の権力関係（連邦制）の問題が取り扱われている（第5章）。

対象となっているエリツィン政権下の10年について、著者の評価は、一応肯定的である。エリツィン政権が誕生した当時、わが国を含む欧米の論壇では同政権の安定度について疑問の声が多かったが、著者がどこかで、エリツィン政権は意外に強力であると論じていたことを記憶している（本書ではその点あまり表現されていないが）。評者も当時、エリツィンはロシアの指導者としてうってつけの人物であり、長期政権となることを予想していたから、わが意を得たりと感じたことがある。

またエリツィン政権の果たした役割についても、学界の評価は、一般に芳しいものではない。それに対して著者は、本書のはしがきで、ロシアに立憲主義体制を復活させ、「手続的民主主義」を確立した点において、「少なくとも現時点では、ロシア史におけるエリツィンの役割をある程度は肯定的に評価してよいと思われる」と、遠慮がちながら、一応同政権に前向きな評価を与えている。また選挙民主主義の確立について語り（169頁）、1993年9月のエリツィン大統領による超憲法的な直轄統治についても、どちらかといえば肯定的な見方をしている（98～104頁）。

これらの点にも、評者は同意見である。体制転換後のロシアの経済政策には誤りがあったかもしれないが、社会主義から資本主義への転換という前代未聞の難問に、模範解答はない。わが日本も、ロシアと同じように、この10年以上の間、「擬似社会主義」から資本主義への転換に苦悶しているのであって、むしろロシアの方が先に危機を脱出するかもしれない。他方で政治・法の領域では、ロシアの発展には目覚ましいものがあったと思う。むしろロシアは、西欧コンプレクスから、その力不相応に自由化、民主化を進めすぎたと評者は思う。そのことが経済の混乱と腐敗、社会秩序の紊乱に輪をかけたと思う。ロシアには自由と民主主義は贅沢品であり、まだまだ権威主義体制の方がふさわしいのである。

さて著者は、「はしがき」で、「現状分析は学問ではない」という説を意識しつつ、そのような説が標的にしていると考えられるマスメディアの「時事評論」などを、本来の「現状分析」ではないとした上で、自らの研究を「現状分析」と規定している。「現状分析」は、社会現象に対する原理的認識や、歴史的認識を前提としたものである限り、立派な学問であり、むしろ学問の終局的目的は現状分析にあると評者は考えているから、その点でも著書の言説に賛成である。

本書の文章は全体として平易で、また表やグラフが多用され、便利で分かりやすい内容になっている。

### 3 政治家の経歴と人脈

さて法学的アプローチと区別される政治学のアプローチの特殊性を探り出すというのが評者が

自らに課した課題であったが、結局そのようなものとしては、次の一点しか見いだせなかった。それは「人脈政治」の問題である。評者の著作では、法的枠組みの外にあるリーダーの経歴や人脈にはあまり注意を払っていない。

それに対して上野氏の著書では、この点はロシア政治の重要な要因とみなされているようである。第1章ではエリツィンの経歴について論じられ、第2章ではいわゆる「スヴェルドロフスク・マフィア」の問題が取り上げられている。第8章では、プーチン政権下の「サンクト・ペテルブルク」グループについて論じられ、さらにそれが、「サンクト実務派」と「チェキスト」グループに分けられている。あるいは旧「エリツィン・ファミリー」と「サンクト・ペテルブルク」派の関係にも注目している。

さらに大統領の側近となる大統領府の諸機関（長官、監督局、国家法制局）や、国家評議会、安全保障会議、国家顧問、大統領顧問などについての記述もかなり詳細である（第2章、第3章）。その他全般的に有力政治家の経歴や人間関係に関する記述が多い。評者自身は、このような分析方法にはクレムリノロジーの影を感じ、あまり採用しないのであるが、現実のロシア政治は、なお閥族政治の性格が強い以上、人脈分析も一定の有効性をもつであろう。

ただ人脈を重視するとすれば、私が政治学者に期待したいのは、経済界と政界の結びつきの問題である。著者も本書の最後の部分で、プーチン政権とアルファ銀行の関係について簡単に触れているが、そのような分析をもっと深化して欲しい。社会主義の崩壊後、なお国家が統制権を維持しているガスプロム、統一エネルギーシステムなどの巨大独占企業や、金融・流通・マスコミ界を支配している新興財閥と政権との間の協力と矛盾の関係が、複雑に交錯している。1998年の金融危機で新興財閥は大きな打撃を受け、さらにプーチン政権下で、腐敗との闘いという名目で、ベレゾフスキー、グシンスキーといった新興財閥のリーダーが追及を受けている。しかしプーチン政権の中核にも、これら財閥の意のかかった有力者が残存している。これらの関係は一体どのようなになっているのであろうか。評者もこれらの問題について、ロシアの新聞の資料をかなり大量に収集しているが、それを処理する能力に欠け、放置したままとなっている。この問題は、政治学者（経済学者の協力も必要であろう）にこそ探求して欲しいテーマである（塩原俊彦『現代ロシアの政治・経済分析』は、この点で興味深い研究だと思う）。

#### 4 中央・地方の権力関係

上野氏の著作では、中央・地方の権力関係についてもかなりのスペースが割かれており、その点も評者の著作と異なっている。この点は政治学と法律学の違いによるとは言えないが、法学者は、どちらかといえば中央の法律を媒介に対象を分析していくため、地方研究がなおざりになる傾向があるといえるかもしれない。評者自身、ソ連邦が崩壊するまでは専らソ連邦に注意を集中しており、ロシア共和国にはあまり関心がなかった。そのためその部分の研究は、やや空白になっている。他方で上野氏の著書の第2章は、ソ連邦崩壊以前のロシアの権力関係について詳しく論じられている。また第5章のロシアの連邦制についての論文も、ロシア連邦の概略が要領よくまとめられている。

この第5章の統計には、一ヶ所気になるところがある。リトアニア共和国におけるリトアニア人

の比率が、ラトヴィアと同じ(52%)になっていることである(114、116頁)。私はバルト三国の中でリトアニアは自民族の比率が最も高く、8割近いと記憶していた(拙著『ペレストロイカとソ連の国家構造』293頁)。今直ちに再確認する余裕はないのだが、例えば外川継男「ロシア・旧ソ連の民族問題」(木村・今井編『民族問題の現在』)論文でも、リトアニア人は約8割とされているから、52%というのは、何らかの間違ひではないだろうか。

## 5 政治勢力・政治路線の呼称について

現在ロシアの様々な政治勢力と政治路線をどのように呼ぶかは、単なる名称の問題ではなく、政治構造の理解に関わってくる。評者はこれまで、「改革派」と「保守派」という表現を通常使ってきた。それに対して、エリツィン派を「改革派」と呼ぶことに対する批判の声がある。そのように批判する人々にとって、「改革派」という呼称はプラスの評価を含んでいるようで、彼らにとって批判すべき対象であるエリツィン派にそのような呼称を使いたくないということのようである(塩川信明『ソ連とは何だったか』、134~135頁、塩原俊彦『現代ロシアの政治・経済分析』147頁)。しかし評者が「改革派」と言うときは、ニュートラルな表現として使っており、価値判断は入っていない。かつてわが国では「保守」・「革新」という言葉がよく使われたが、それは自称語であると同時に他称語であり、その意味で客観性をもった表現であった。保守派は自らを保守派と名乗り、革新派を革新派として批判していたし、逆もまた同じであった。「革新」派と「改革」派は似たようなものである。

しかし最近のロシアの政局をめぐるには、「左派」、「右派」という表現も増えてきた。共産党などの保守派を左派と呼ぶのは理解し易いことであるし、改革派の中心的な部分が結集して「右派勢力同盟」を結成したことも、このような呼称を正当化しているように見える。もともとペレストロイカが始まった当時は、改革派こそが「左派」と呼ばれていたと評者は記憶しているのであるが、例えば今『ゴルバチョフ回想録』(邦訳上巻の537頁など)を読み直してみると、やはり改革派が左派、保守派が右派と呼ばれている。いつのまにか呼称が逆転するのである。

上野氏は、このような呼称に検討を加え、政治勢力を「民族派」、「右派」、「中道派」、「左派」という四類型に分けている。ここで右派とは、いわゆる改革派を指している。しかし改革派を右派と呼ぶのは、適切ではないのではないか。彼らを「保守派」と規定する(70頁)ことには、いっそう違和感がある。

現在、政治について語る際、右派、左派という伝統的区分は妥当性を失いつつある。20世紀の基本構図をなしていた社会主義と資本主義の対抗は、政治の舞台では左派対右派の関係として表現されてきた。しかしソ連型社会主義の崩壊後、西欧諸国の政界の基本構図は、例えば「小さな政府」と「大きな政府」、「市場中心主義」と「規制・保護」派の対抗へと推移してきている。そして伝統的左派は、「規制・保護」派の一部でしかなくなっている場合も多い。

「左派」という概念は相対的概念であるが、それを「左翼」と言い換えれば、社会主義(その内容も多様である)志向という点でその政治主張はある程度明確である。他方で「右派」(右翼)は、血を共有する「民族」という情緒的共同体を原点とする運動であって、明確な政治綱領をもつわけではない。右翼と左翼は同じ平面上で正反対の方向を向いているのではなく、それぞれ別の次

元で定義された概念であろう。現代ロシアの左翼（共産党）は著しく民族主義的であり、一時期右翼と左翼の「赤褐色連合」が指摘されたのも不思議ではない。右翼共産主義という概念も成立しうるのである。

市場中心主義者は、自由な市場の普遍性に規定されてインターナショナル（グローバル）な性格をもつ。それは民族主義の対極にありながら、弱肉強食の論理を肯定することによって、国際政策においてはむしろタカ派になりやすい。その点で右派に接近する面がある。しかし他方で市場原理の上にも古典的な民主主義は成立するのであって、彼らは自由民主主義者でもある。ロシアの「右派勢力連合」、「ヤブロコ」は古典的な民主主義者であって、「右派」とは言い難い。

結局、現代ロシアの様々な政治路線・政治グループを区分する場合、抽象的には、それぞれ異なった次元で定義される「右派」、「左派」、「市場派」の三極構造で説明するのが合理的と思われる。このうち右派（ジリノフスキーなど）は勢力を減退させているから省略し、また「左派」と「市場派」の間に「中道派」を加えてもよい。結局単純化していえば、現在でもロシアの政局は、「改革派」（市場派）と「保守派」（左派、右派）を両極とする構造として捉えることがなお有効ではないだろうか。この辺りも政治学者に検討して欲しい論点である。

なお選挙結果の分析に際して、評者は議員の出身階層の分布を重視しているが、著者にはそのような視点はないようである。この点はむしろ評者の方が「政治学」的であるように思うが、あるいは評者がなおマルクス的方法を固守しているということになるだろう。

## 6 おわりに

法律学者から見れば、著者による法令の解釈については、時として不十分と感ぜられることがある。例えば、1991年11月1日の「経済改革の法的保証について」の人民代議員大会決定の内容について、著者は、大統領側と最高会議側がそれぞれの法令の決定過程で相互にチェックしあうといった程度に解し、大統領に特に大きな権限を与えたものとはいえないと評価している（23、48頁）。しかしこの決定は、大統領に「立法権」を与えた点で「画期的」であり（肯定的な意味で言っているのではない）、その後のロシアにも継承される（1993年の現行憲法のもとでも、法律に空白がある場合は、大統領令による立法が可能と解されている）重要な内容をもっている。つまりここでは、既存の法律に抵触する大統領令も公布することができる（最高会議側にも期限付きで不同意権を与えることによってバランスをとっているが）ことになっており、実際この権限によって大統領は以後立法権を行使していくのである。

他方で著者の政治学者特有の分析と思われる部分については、われわれ法学者にとっても有益であり、それを評価すると同時に、先のように注文も付けた。最初に掲げた目的からすれば、この書評は竜頭蛇尾に終わってしまったが、今後とも諸学の交流と協力の関係を模索したいものだと思う。

（日本国際問題研究所、2001年6月、定価2500円）